

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和4年7~9月分)

相談の受付件数

令和4年7~9月の受付件数は計506件。
 (うち北海道8件、東北28件、関東211件、北陸5件、中部44件、近畿86件、中国43件、四国10件、九州71件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全506件のうち、
 建設業者(元請)172件、建設業者(下請)49件、建設業者(その他)152件、発注者(公共)8件、発注者(民間)15件、不明68件、その他42件

主な相談内容その1

- ・ 許可を取得している業種については、工事を請け負った際に必ず主任技術者を配置する必要はあるか。
 - ➡ 許可を持っている業種の請負工事については、主任技術者を配置する義務がある。無許可業者や許可を持っていない業種の工事については、配置義務はない。
- ・ 一次下請であるが、請負契約が3,500万以上となれば、下請でも監理技術者を配置しなくてはならないのか。
 - ➡ 監理技術者を配置するのは発注者から直接工事を請け負う元請で、下請契約の合計が3,500万※1以上の場合に必要。下請は主任技術者の配置で良い。
 ※1 令和5年1月1日より4,000万円以上となった。
- ・ 機器代金が400万円、工事代金が150万円の場合に、こちらは500万円未満の軽微な工事にあたるのか。
 - ➡ 機器代金も含めた金額で判断するため、500万円以上の工事となり建設業の許可が必要になる。
- ・ 民間工事において施工体制台帳の作成義務のある条件を教えてください。
 - ➡ 発注者から直接請け負った場合に、下請契約の請負代金が4,000万円※1(建築一式の場合は6,000万円※2)以上であれば作成する義務がある。
 ※1※2 令和5年1月1日より4,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上となった。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	83
	②建設業許可関係	62
	③その他建設業法関係	192
社会保険全般	④社会保険加入関係	32
	⑤法定福利費関係	20
	⑥その他社会保険関係	5
	⑦請負契約関係	67
	⑧価格転嫁関係	7
	⑨その他	36

※各相談内容は、上記①~⑨の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- ・ 建設業法第40条の3に規定する帳簿の備え付けについて確認したい。建設業の許可業者が、許可を受けていない業種の軽微な工事を請け負った場合、帳簿の備え付けは不要か。
 - ➔ 建設業の許可業者であれば、許可を受けていない軽微な工事でも帳簿の備え付けは必要である。
- ・ 建設業法では「特定建設業者は～」と定められているものがあるが、工事内容が一般建設業で足りる工事を受注した特定建設業者も該当するのか。
 - ➔ 建設業法の特定建設業者は、特定の建設業許可を受けているかどうかであるため、工事内容は関係なく特定建設業の許可を受けているかどうかで判断する。
- ・ 民間工事において施工体制台帳の作成義務のある条件を教えてください。
 - ➔ 発注者から直接請け負った場合に、下請契約の請負代金が4,000万円※1（建築一式の場合は6,000万円※2）以上であれば作成する義務がある。
 - ※1 ※2 令和5年1月1日より4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となった。
- ・ 一人親方（請負契約）が加入すべき社会保険を聞きたい。
 - ➔ 従業員を雇用していない個人事業主としての一人親方は、国民健康保険、国民年金に加入いただくことになり、国民年金の加入については60歳以上であれば適用除外となる。ただし、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合は、雇用契約を締結し社会保険加入の手続きをとる必要がある。
- ・ 再開発事業の下請を受注しているが、元請業者が価格転嫁の交渉に応じしてくれない。事業の性格上、契約から着工まで時間差があり、その間の価格高騰が著しいので、今後の交渉にあたって留意すべき事項を助言いただきたい。
 - ➔ 今般の価格高騰の影響を受けて、建設工事における取引においても適正な価格転嫁が行われるよう、国土交通省から公共発注者や建設業者団体等に対して通知「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付国不建第52号など）を発出しているため、まずは当該通知を元請業者に示したうえで再度協議をしていただきたい。